

給水契約の定型約款について

定型約款について

令和 2 年 4 月 1 日施行の民法改正により、「定型約款」に関する規定が新設され、水道の利用申込みに際してもその適用を受けます。

「定型約款」とは、「定型取引において契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」とされ、湯浅町においては水道供給契約の条件等を定めた「湯浅町水道事業給水条例」及び「湯浅町水道事業給水条例施行規則」となります。

主な内容は、次のとおりとなりますので、全文は下記のリンク先からご覧ください。

(湯浅町ホームページ 例規集へのハイパーリンク)

<https://www.town.yuasa.wakayama.jp/life/7/30/>